伊予市PRキャラクターの名称及びデザインの使用に関する要綱

平成30年6月29日 伊予市告示第79号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、伊予市PRキャラクターの名称及びデザイン(以下これらを「デザイン」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (デザイン)
- 第2条 伊予市PRキャラクターのデザインは次の2種類とし、その図柄は別図 のとおりとする。
 - (1) デザインA
 - (2) デザインB
- 2 デザインA及びデザインBは、併用することができない。

(権利)

第3条 デザインに関する一切の権利は、市に属する。

(使用承認の要件)

- 第4条 デザインの使用承認は、次のいずれにも該当しない場合に行うものとす る。
 - (1) デザインの使用に伴い、伊予市の信用若しくは品位を害すると認められる 場合又はそのおそれがある場合
 - (2) デザインを使用しようとする事業の内容が、法令若しくは公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
 - (3) 政治、宗教、思想等のための活動に使用されるおそれがある場合
 - (4) 青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがある場合
 - (5) デザインの使用により市民等に誤解又は混同を生じさせるおそれがある場合
 - (6) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとし

て独占的に使用されるおそれがある場合

- (7) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合に おいて、当該認定等が得られていない場合
- (8) 伊予市暴力団排除条例(平成 23 年伊予市条例第 30 号)第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第3号に規定する暴力団員等が使用するおそれがある場合
- (9) その他承認することが不適切と認められる場合 (使用の申請)
- 第5条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、伊予市 PRキャラクターデザイン使用承認申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、 市長に申請しなければならない。
 - (1) 企画書(事業の内容及び具体的な使用方法が分かるもの)
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

(申請の省略)

- 第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当するとき は、申請を省略させることができる。
 - (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
 - (2) 報道機関が報道のために使用するとき。
 - (3) 個人的又は家庭内など限られた範囲において使用するとき。
 - (4) 第9条ただし書の規定により、デザインの使用承認期間内に延長の申し出があったとき。
 - (5) その他市長が認めたとき。

(使用承認)

第7条 市長は、第4条の申請書を受理した場合は、第3条の要件に基づき審査 し、その結果を伊予市PRキャラクターデザイン使用承認(不承認)通知書(様 式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第9条 デザインの使用承認期間は、1年以内とする。ただし、第6条の規定により承認の通知を受けた者(以下「使用者」という。)がデザインの使用の延長を申し出たときは、延長することができる。

(使用上の遵守事項)

- 第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 市が提供する画像データのみを使用すること。
 - (2) 承認された内容にのみ使用すること。
 - (3) 別に定めるデザインガイドラインに則して使用すること。
 - (4) 第三者に使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) 商標法、意匠法等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。
 - (6) デザインA及びデザインBを併用しないこと。
 - (7) その他市長の指示する条件に従うこと。

(完成品の提出)

第11条 使用者は、当該承認に係るデザインを使用した物件(以下「使用品等」という。)について、完成後速やかに市長に提出しなければならない。ただし、 完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代 えることができる。

(承認内容の変更)

- 第 12 条 使用者は、承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、 あらかじめ、伊予市 P R キャラクターデザイン使用変更等承認申請書(様式第 3号)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を伊予市PRキャラクターデザイン使用変更等承認(不承認)通知書(様式第4号)により、使用者に通知するものとする。

(使用状況の調査及び報告)

第13条 市長は、使用者にデザインの使用状況等について必要に応じて調査し、 指示を行い、又は報告を求めることができる。 2 使用者は、デザインの使用状況等について市長から調査及び報告を求められ たときは、速やかに対応しなければならない。

(承認内容の取消し等)

- 第 14 条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り 消し、使用者に対し使用品等の回収等の措置を講ずるよう求めることができる。
 - (1) 本要綱に違反していると認めたとき。
 - (2) 申請書の内容に虚偽があると認めたとき。
 - (3) その他デザインの継続使用が不適当であると認めたとき。
- 2 使用者は、前項の規定により使用承認が取り消された場合は、直ちにデザインの使用を中止しなければならない。
- 3 市長は、使用承認の取消し又は回収等により使用者に生じた損害について、 一切の責任を負わない。

(経費等の負担)

第 15 条 市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に 係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第16条 市は、デザインの使用を承認したことに起因する損失補償等について、 一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により伊予市に損害を与え た場合、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(使用の非独占性等)

第 17 条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、 独占してデザインを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について伊 予市が奨励を行うものではない。

(情報の公開)

第 18 条 市長は、デザインの利用促進を図る観点から、デザインの使用承認の

状況及び使用事例について情報を公開することができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この告示は、平成30年6月29日から施行する。

附則

この告示は、令和5年5月19日から施行する。

デザインA



デザインB

